

医療法施行規則の一部を改正する省令(案)等に関するパブリックコメントについて

全国精神医療労働組合協議会

(全国精労協)

代表 今村 佑

○意見の概要について

医療法施行規則第十条三項(以下十条)は精神疾患を有する患者にとって身体科の治療を受ける権利を妨げる根拠法として存在し続けてきました。こうした差別をなくし、精神疾患があっても当たり前の医療が受けられるよう、この条文の撤廃を求めます。

○意見及び理由

日本における精神科医療は長年に亘り隔離・収容政策が進められ、社会的入院や院内暴力など、多くの問題を生み出してきました。こうした施策への反省から、現在は退院促進や地域移行といった施策への転換が求められていますが、多くの課題を残しています。

十条の条文は精神科の患者は出来る限り精神科病院に留まらせておくべき、とも言える内容であるため、身体科での受け入れ拒否の多発や、治療を受けられることがあっても、通常では考えられない日数で元の精神科への帰院を強いられるといった悲劇を生んできました。結果、死に至った事例も存在します。

我々全国精労協はこうした状況打開のため、長年に亘り貴省との交渉においてこの条文の撤廃を訴えてきました。今般、四月一日より施行される「障害者差別解消法」においては、医療機関におけるサービスの提供の拒否は「不当な差別的取扱い」にあたることとされ、官民を問わず禁止となっています。施行規則の改正案には「精神疾患を有する者であつて、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの(身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。)を入院させる場合には、精神病室に入院させること」とありますが、なおも精神疾患のある者を精神病室に入院させることが強調されています。しかし、こうした「〇〇疾患を有するものは〇〇病室に入院させること」といった条文は精神科以外に記載が見当たらず、強い違和感を覚えるとともに、この条文そのものが「不当な差別的取扱い」と考えます。

「障害者の権利条約」に批准したことは、日本の立ち遅れた精神医療や保健・福祉を見直す転機であり、誰もが当たり前に暮らせる「ソーシャル・インクルージョン」実現のための絶好の機会であると考えます。精神疾患があろうとも、当たり前の医療が受けられるよう、条文の改正ではなく、撤廃を要望します。